

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市自転車等駐車場条例(昭和58年条例第24号)第7条	自転車等駐車場の使用の許可の取消し等	交通政策課

1 処分基準は、次のとおりとする。

駐車場の管理上必要があると認めた場合又は盛岡市自転車等駐車場条例第6条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは駐車場からの退去若しくは自転車等の撤去を命ずることができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- （2） 偽りその他の不正の手段により第6条第1項の許可を受けたとき。
- （3） 第6条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （4） 第6条第3項の条件に違反したとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。